

#### (4)賃金改善を行う賃金項目及び方法

##### イ 福祉・介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)
	賃金改善を行う賃金項目: 基本給、処遇改善手当、夜勤手当、特殊業務手当、賞与(一時金)
	賃金改善を行う方法: 6月から5月の基本給に13,000円(1人当たり)増額し、処遇改善手当として毎月15,000円(1人当たり)を支払う。また、夜勤手当、特殊業務手当、3月に一時金を支払う。
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 21 年 10 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

##### ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)  変更なし

経験・技能のある障害福祉人材の考え方	①当法人の定める基本給表における等級が2等級以上であること ②介護福祉士資格等(社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事、サビ管)を保有していること
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がない場合その理由
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容)
	○年度末に特定処遇改善加算の賞与(一時金)による支払 経験・技能のある介護職員 200,000円 他の介護職員 100,000円 非常勤職員は労働量に応じ日額雇用職員は75%、時給雇用職員は50%を支給 その他の職種 50,000円 非常勤職員は労働量に応じ日額雇用職員は75%、時給雇用職員は50%を支給
	※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。
	(上記取組の開始時期) 令和 元 年 10 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )

##### ハ 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

「(1)④ ii)(エ)」、「(2)④ ii)(エ)」又は「(3)⑤ ii)(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	